

# 国庁神社の登場

——惣社の系譜

村井康彦

はじめに

日本人の宗教意識を探る試みは、近時における宗教ブームのなかでいよいよ盛んだが、その精神風土の原郷を平安時代に求めるのは、決して間違つてはいないであろう。なかでも仏教界の方からはじまった、いわゆる神仏習合がこの時代にひろがり、社会的にも影響を及ぼしはじめたことの意味は大きい。

私が興味をもつのは、そうした神仏習合が進むなかで神祇側が覚醒し、なお独自の論理体系を構築するには至らないものの、さまざまナリアクションを起こし、それが神祇の世界に波紋をひろげている事実である。とくに九世紀に盛んに行われた中央政府の地方神祇への働きかけ——具体的には地方神への神階の授与（××神に×位を与える）や官社化（××社を官社に列し、奉幣に預らしめる）が図

られたこと<sup>(1)</sup>——は、地方神祇の再編成という意味をもつだけでなく、地方神祇の世界に大きな変動を引き起こしたという点でも看過できないものがある。

そのような九世紀における神祇の世界における変動を探るとき、われわれの視野に入ってくるのが、一つには、神祇氏族として古い伝統をもつ中臣・忌（齋）部両氏の動向であり、いま一つが、赴任国守（受領）による国庁を拠点とした神祇への関与である。そしてこの両者は相互に密接な関わりをもちながら、活躍の主体がしだいに後者に移ったことが十世紀の神祇界を方向づけたように思われる。その結果、先にみた「官社」や「神階」の集大成として十世紀初頭における「式内社」が成立するが、これはそのまま「官幣」——中央の神祇官から幣帛・神宝を地方諸神へ奉ること——や「国幣」——国衙から幣帛・神宝を管内諸社へ奉ること——をめぐる問題に

も連らなっていた。本稿において中臣・忌部氏の動向と国守の役割を重視した理由であるが、これまで右のような視点から九世紀における神祇氏族の動向を検討する作業はほとんどなされていらない。

同じような意味で隔靴搔痒の感を免れたいのが、国守の「神(巡)拜」——管内諸社への奉幣、すなわち先にみた国幣——や、その神拝の煩を省くため国庁のそばに一社を建て管内諸神を合祀したという(それが通説)「惣社」をめぐる議論である。<sup>(2)</sup>注目すべき研究はあるものの、それらすべてが通説に依拠しており、抜本的な見直しが必要であると考える。

こうした問題について以前から関心を抱き、小論「惣社の成立——『時範記』にみる因幡国惣社についての覚書<sup>(3)</sup>」を書いたことがある。そこでは、『時範記』という十一世紀末の日記にはじめて登場する惣社と神拝との併存状態が、通説の理解では矛盾することを指摘し、しかしこの併存は矛盾するものではなく、論理的に理解しうること、その鍵は「国庁神社」にあることを述べた。その主旨はいまも変わらないし、惣社と神拝との関係は「国庁神社」の系譜を辿ることなくして解決の糸口は見出せない。本稿はそうした視点からあらためて国庁神社を照射することによって、主として九世紀・十世紀における、中央・地方にわたる神祇界の動向とその背景を考察したものである。

## 一 惣社と神拝

### (1) 『時範記』にみる因幡国惣社

『時範記』は左少弁・中宮大夫で関白藤原師通の家司を兼ねていた平時範の日記(断簡)<sup>(4)</sup>である。承徳三年(一〇九九)一月より三月までのわずか三ヶ月分が現存(ただし鎌倉期の写本)しているに過ぎないが、これが注目されるのは、そのなかにこの年の春の除目で因幡守に任じられた時範が、京を出立して任国へ下向する道中の記事はもとより、因幡国府(鳥取県国府町)に着いてから帰京するまでの四十余日間に行つた国務に関する記事が書き留められているからである。任国へ下向した国守——平安中期以降では受領という方がふさわしい——は国司制度がはじまって以来夥しい数にのぼるが、こうした国守(受領)日記ともいうべきものは事実上なきに等しい。地方官への転出を好まなかったかれらにとって、「客居<sup>(5)</sup>」の生活を記録に留める積極的な理由がなかったからであろう。

国守の日記で想起されるのは紀貫之の『土佐日記』で、任終のあと国府(庁)を出立して帰京するまでを記した、かな書きの紀行文である。これについてはそのもとなつた貫之の漢文体の日次記、つまり『時範記』のごとき日記があり、それをかな文に改めたのではないか、といった理解もあるが、<sup>(6)</sup>確証があるわけではなく、国務関係の記述も殆んどない。受領の規範という点でむしろ参考になる

のは平安後期の成立になると思われる「国務条々事」(国史大系「政事要略」所収)である。

これは京を出立する前後から任国へ下る道中はもとより、任国での国務遂行上の心得を四十一ヶ条にわたって書き上げたもので、当然のことながら「時範記」に関わる部分も少なくない。時範もそうした心得を熟知した上で赴任したものである。

さて、その「時範記」によれば、時範は二月九日、京宅を出立したが、因幡国へ下るのに山陰道はとらずに山陽道へ向かい、播磨国府(姫路市)から佐余(兵庫県佐用町)をへて美作(岡山県英田郡)に入り、十五日、坂根(同西粟倉村)から鹿跡御坂(現・志戸坂峠)を越えて因幡国へ入っている。御坂越えの際、峠の上で待ち受けていた因幡の在庁官人たちと挨拶、いわゆる「坂迎え」の儀を行なっているのは「国務条々事」に記す通りで、任国の事情を知らない時範にとっては緊張の一瞬であったろう。そのあと在庁官人に先導されて九折の難路を急ぎ、智頭駅をへてその日の夜に国府(庁)に着いている。以下はその二月十五日以後、三月二十七日、帰京のため国府を離れるまでの記事のうち、関係する部分を抄出したものである(内容に従い、適宜見出しをつけた)。

(ア) 国府到着・饗応・印鑑受領・神宝造り

(二月)

十五日、戊子、雨雪、早且召<sub>レ</sub>美書生<sub>ニ</sub>給<sub>ニ</sub>馬一疋、卯剋着<sub>ニ</sub>束帯<sub>一</sub>、〔劍〕 鈎騎<sub>ニ</sub>黒毛馬<sub>ニ</sub>越<sub>ニ</sub>鹿跡御坂<sub>ニ</sub>、未<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>峯下<sub>レ</sub>馬、立<sub>ニ</sub>峯上<sub>ニ</sub>、西面、官人以下立<sub>ニ</sub>峯下<sub>ニ</sub>、南面、先<sub>レ</sub>是神寶前行、〔脱カ〕 事相從、弁侍在下官後、稱<sub>ニ</sub>前官人<sub>ニ</sub>以下稱<sub>レ</sub>籍、次下官揖<sub>ニ</sub>官人<sub>ニ</sub>、次騎<sub>レ</sub>馬、官人騎<sub>レ</sub>馬先行弁侍在下官後、僕從等在其後、巳剋至于智頭郡驛家、簾中居<sub>レ</sub>饌、先食<sub>レ</sub>餅、〔次カ〕 先啜<sub>レ</sub>粥、以<sub>ニ</sub>其退<sub>ニ</sub>給<sub>ニ</sub>智頭郡司<sub>一</sub>、依<sub>ニ</sub>先例<sub>一</sub>也、次解脫、着<sub>ニ</sub>衣冠<sub>ニ</sub>騎<sub>ニ</sub>他馬<sub>ニ</sub>進發、山路嶮難如<sub>レ</sub>對九折、入夜着<sub>ニ</sub>惣社西假屋<sub>ニ</sub>、依<sub>レ</sub>例儲<sub>ニ</sub>酒肴<sub>ニ</sub>、于<sub>レ</sub>時戌剋、着<sub>ニ</sub>束帯<sub>一</sub>、着<sub>ニ</sub>惣社西舍<sub>一</sub>、騎<sub>レ</sub>馬、先以<sub>ニ</sub>官符<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>給<sub>ニ</sub>稅所<sub>一</sub>、官人先以奉行、次行<sub>ニ</sub>請印<sub>一</sub>、次以<sub>レ</sub>鑑置<sub>ニ</sub>下官傍<sub>一</sub>、亦給<sub>ニ</sub>封令<sub>レ</sub>付<sub>ニ</sub>印櫃<sub>一</sub>、次着<sub>レ</sub>府、鑑取在<sub>レ</sub>前如<sub>レ</sub>例、入<sub>レ</sub>自<sub>ニ</sub>西門<sub>一</sub>於<sub>ニ</sub>南應<sub>一</sub>下<sub>レ</sub>馬昇入、簾中弁<sub>ニ</sub>備饗饌<sub>一</sub>如<sub>レ</sub>恒、殘<sub>ニ</sub>二今日兼日<sub>一</sub>下知停<sub>レ</sub>之、次召<sub>ニ</sub>介久經<sub>一</sub>仰<sub>ニ</sub>神拜事<sub>一</sub>、次食<sub>レ</sub>饗、次召<sub>ニ</sub>保清<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>下<sub>ニ</sub>知勸農事<sub>一</sub>、子剋令<sub>レ</sub>始<sub>ニ</sub>造神寶<sub>一</sub>、亦以<sub>ニ</sub>反閑馬<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>潔齋、爲<sub>レ</sub>死<sub>ニ</sub>字倍宮<sub>一</sub>神馬也、次就<sub>レ</sub>寢、今夜無<sub>ニ</sub>宿申<sub>一</sub>、政始之後可<sub>レ</sub>在<sub>ニ</sub>云々<sub>一</sub>、

十六日、己丑、今日留<sub>ニ</sub>供給<sub>一</sub>、  
十七日、庚寅、今日停<sub>ニ</sub>供給<sub>一</sub>、

(イ) 惣社での神拜、諸社への巡拜

廿六日、己亥、朝間雨雪、巳剋頗霽、今日神拜也、先<sub>ニ</sub>十烈<sub>一</sub>爲<sub>レ</sub>乘<sub>ニ</sub>冠褥<sub>一</sub>、〔列〕 衣摺袴<sub>ニ</sub>渡<sub>ニ</sub>南庭<sub>一</sub>、次出着<sub>ニ</sub>幣殿<sub>一</sub>、以<sub>ニ</sub>館侍十人<sub>一</sub>爲<sub>レ</sub>使、相分發<sub>ニ</sub>

遣遠、社幣帛・神寶、或有、次以三社司一令レ讀ニ告文、次奉レ幣、

返祝了賜三社司祿、次參ニ宇倍宮、先着ニ幣殿ニ洗レ手、次進ニ立中

門外、在廳官人以下相從<sup>〔列〕</sup>、〔以下神寶ア本文トテ上文ニ続クカ〕、南面、社司在ニ門中、次傳奉幣

帛・神〔以下神寶ア本文トテ上文ニ続クカ〕、〔財等次亦轉奉幣帛、西上北面、〕

次復ニ幣殿ニ執ニ白妙幣、社司稱ニ再拜、次捧レ幣兩段再拜、次授ニ

社司、次社司久經讀ニ告文、次返祝、次廻馬十烈等、〔列〕

次賜ニ社司祿、次着ニ幣殿東舎ニ儲ニ饗饌、事了退出、便參ニ坂本

社、奉レ幣、次乘尻馳ニ御馬、次至ニ于法美川ニ乘レ船參ニ三嶋社、

奉レ幣之儀如レ初、次又乘レ船參ニ賀呂社、奉幣之儀如レ初、于時

申斜也、次又乘レ船渡ニ川白濱路ニ參ニ服社、奉幣了次參ニ美敷

社、于レ時秉燭、奉レ幣了退出、衣冠、亥剋歸レ府、

### (ウ)朔幣

三月

一日、甲辰、今日朔幣也、以ニ保清朝臣ニ爲レ使令レ參ニ惣社并宇

倍宮、遣ニ木工允季ニ兼始ニ勝載、

### (エ)国務始め

二日、乙巳、午剋出レ廳始行ニ國務、其儀豫居ニ饗饌、三獻之後、

差ニ汁物ニ下レ箸、次令レ成ニ諸郡神社修理符并池溝修理符ニ令ニ捺

印了、次調所并出納所申ニ上濟物解文、見了之後令レ成ニ返抄請

印、案主所・税所成ニ上吉書之後ニ請印、了入レ内印篋隨身、諸

郡司等出ニ一把半利田請文、今夕始宿申、

### (オ)宇倍宮での神事法会

三日、丙午、未剋詣ニ宇倍宮ニ奉幣、令レ讀ニ告文、件文載ニ利田

起請之趣、奉幣之後社司供ニ酒肴・粉熟、盃酌之後退出歸レ府、

今日人々出ニ酒肴、脚力歸來、

六日、己酉、今日於ニ宇倍宮ニ令レ修ニ百座仁王會、是則依ニ世間

不レ閑ニ也、新圖ニ百佛像寫百經卷、令ニ在廳官人等監臨、有ニ呪

願文、以ニ細布百布施、殊致ニ精誠ニ所レ令レ行也、館侍等参任、

在廳官人行レ香云々、

十三日、丙辰、自今夕於ニ宇倍宮ニ令レ轉ニ讀大般若經、

十五日、戊午、今日宇倍宮春臨時祭也、依レ有ニ所勞ニ不レ參、

以ニ百代保清朝臣ニ爲レ使、

### (カ)上洛

廿六日、己巳、早旦參ニ詣宇倍宮ニ奉レ幣、〔是カ〕則令レ申ニ上洛之由ニ

也、社司久經儲饌、盃酌之後歸レ符、今日欲ニ進發ニ之處夜間甚

雨、朝間頗晴、雖レ然河水泛溢之由所レ聞也、仍以延引、明且

可ニ上道ニ也、野見郷司真遠貢馬二疋、

廿七日、庚午、巳剋出ニ國府、(後略)

着任儀式を終えた国守時範にとって、勸農撫育とならんで神事法  
会が任初の主たる務めであったことがうかがわれよう。両者は一連  
のものであるが、当面問題にしたいのは後者である。そこでことは

細部にわたるが、右の記事を辿りながら、もう少しその辺りの様子を見ておきたい。

(2)朔幣と神(巡)拝

(ア)まず十五日夜、国庁に到着した時範は早速「惣社西仮屋」に入っているが、この西仮屋はそのあとにみえる「惣社西舎」とは別個の建物と考えてよい。というのは、前者で恒例の(簡単な)饗応を受けたあと、戌刻(午後八時頃)装束を改め、騎馬で後者の建物に着いているからである。前者は新司が惣社での着任の儀式に臨む前に、威儀を改める場所として、惣社の域外(西外)に一時的に仮設された建物であろう。その後日記に出て来ないのは撤去されたからと思われる。これに対して惣社西舎は、いうまでもなく、惣社の建物の一つであった。

さてその惣社の西舎で行われた着任の儀式とは、官符請印(新任国守として文書に印を押す)や印鑑受領(国印の入っている印櫃の鑑を受け取る)を指すが、それについては「国務条々事」に詳しい。とくに国守の立場を象徴する印鑑の受領が惣社で行なわれていることの意味は大きい。それについてはのちにあらためてふれる。終つて時範は国庁(国府とも)へ西門(国庁域を圍繞する塀があった)より入り(戻り)、その南庭において下馬し、(庁屋に)昇っているが、その簾中にはあらかじめ饗膳が用意されていた。あらためて新司歓迎の饗宴がもたれたのである。その饗応は通常三日続けられたが、

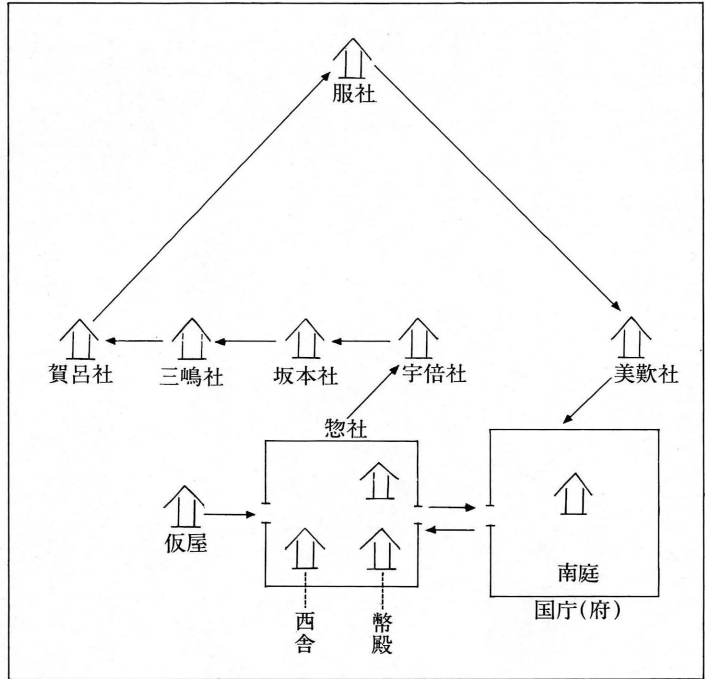
時範はあとの二日の供給(饗応)は停止させている。煩をなくすためであるが、こうした配慮も「国務条々事」に記すところである。

ついで介久経(在庁官人。宇倍宮の社司でもあった)に神拝のことを、また保清に勸農のことを指示している。そのあと子刻(真夜中)から神宝を造りはじめている。この神宝は来る二十六日に行なわれる諸社神拝のためのものである。なお神宝といえは時範は京からそれを携えて赴任している。この神宝持参については従来ほとんど注目されていないが、これはすぐあとにふれる惣社幣殿での行事に用いられたものと思われる。

それから十日間は骨休めか、京書——京都からの便りがしきりに到来したことを記すだけで、他の記事はない。

(イ)二十六日、「神拝」を行う。この日、装束を改めて国庁の南庭に下り、そこを出てから(惣社の)幣殿に着き、ここで社司に告文を読ませ、奉幣させている。京から持参した神宝もこの時神前に捧げられたものと思われる。さすればこれは国守による官幣に他ならない。これに対して管内の遠社には館侍(のちに国侍もみえる。館侍は国庁に祇候する侍、国侍は国内に散在する侍か)十人を使者として分遣し、先の幣帛・神宝や告文を奉らしめている。

一方時範自身は惣社の幣殿での神拝が終ると、宇倍宮をはじめ坂本社・三嶋社・賀呂社・服社および美敷社の計六社を巡拝し、亥刻(午後十時頃)国庁に戻っている。つまり新司(時範)と館侍とが手



因幡国庁と惣社 矢印は平時範の神(巡)拜経路

分けて管内諸社の神拝を行なっているわけである。それぞれの神(巡)拜に用いられた幣帛・神宝は赴任後惣社で造らせたものであり、それらを奉獻するわけだから、神拝はいわゆる国幣に他ならない。国幣と国幣については次章であらためて取上げるが、ここでは惣社における国幣と諸社への国幣とは、国庁を結節点として行なわれる一連のものであることを記憶にとどめておきたい。なお時範の

巡拝した諸社は、不詳の坂本社を除いて現存するが、いずれも鳥取市と国府町に属しており、国守自身の巡拝は国府に近い範囲に限られていたことが分る。

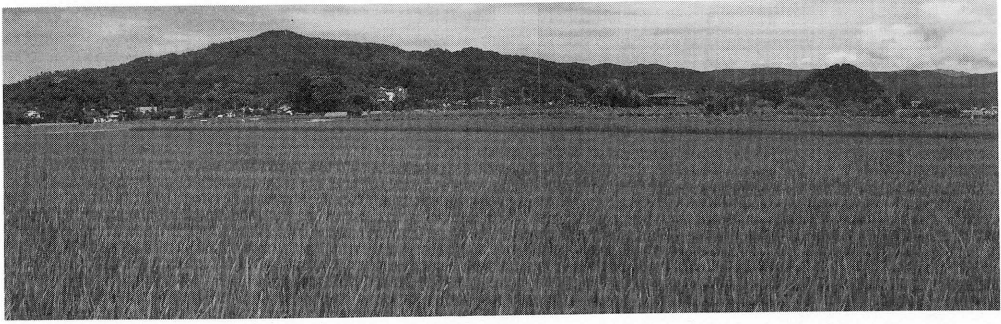
(ウ)三月一日は「朔幣」の日に当り、目代保清に惣社と宇倍宮とに奉幣させている。宇倍宮は国庁のすぐ北にあり、その社司久経は介久経とも記されているように在庁官人でもあったから、この宇倍宮も国庁に関わる神仏事の場となるが多かった(下記の⑤⑥)。たとえばこの月に入り「世間不レ閑」を理由に宇倍宮で百座仁王経(六日)、大般若経(十三日)を起請している。当国の国分寺は国庁と指呼の間でありながら、この種の法会が神社で行なわれているのは、この時代に進行した神仏習合の姿が示されていて留意される。宇倍宮はその後当国一の宮とされた。

### (3)惣社の構造と機能

以上が「時範記」に記された、国庁内外での神事(および仏事)であるが、神拝と惣社について整理すると次のことが確認されよう。別図はそれらに基づいて作成した概念図である。

①惣社は国府(庁)のすぐそば(西)にあった(全体としては国庁域内といつてよい)。

②惣社には少なくとも幣殿と西舎があった(幣殿は拝殿、西舎はいわゆる庁屋の類であろう。当然幣殿の背後には本殿があったと思われる)。



因幡国庁（三角屋根の小屋一帯が政庁）址を西南方向から眺める。「惣社」のあととは不詳。左手（北）の山麓に宇倍神社がある

③国守は着任の儀式を惣社（西舎）で行ない、直ちに神宝造りに着手、管内諸社の神拝も惣社（幣殿）から始めている。

④惣社を手はじめとする「神拝」（巡拝）は、国庁に近い神社については国守自身が行ない、遠い所は館侍を分遣している。これを行なったあと「国務」（三月二日）をはじめている。

⑤毎月一日の朔幣は惣社（および宇倍宮、のちの一宮）で行なっている。

⑥惣社には社司がいた（宇倍宮の社司久経が在庁官人であったように、宇倍宮の社司が兼ねていたかも知れない）。

⑦惣社には中央からの神宝が

奉獻され（官幣）、管内の諸社へは着任後につくった神宝が奉獻された（国幣）。

以上から当国の惣社は、規模は明らかでないものの、神社としての体裁（建造物・機能にわたり）を備えていたことが知られよう。因幡国の惣社は国庁とともに廃絶してしまはないが、国庁址の西方に「惣社ノ森」があったとの伝承がある。

ところで『時範記』は、惣社の初見史料として注目されているが、惣社については、次に掲げる『白山之記』（『白山史料集』上）の理解が通説となっている。

白山の宮を一の宮と名づくる事は、加賀の国の、越前の国の加賀郡たるの時も、越前の一の宮なり。然る間弘仁十四年へ癸卯、加賀を国に立つるの時、白山は加賀の国の尚一の宮なり。菅生は越前の三の宮たるの処、加賀を国に立つるの時、加賀の二の宮となす。氣比は二の宮たるの処、加賀を国に立つるの間、越前の一の宮となす。凡そ国々に必ず惣社・一の宮とて二社あり。加賀の国には白山は一の宮なり。府南は惣社なり。府南を惣社と名付くる事は、毎月朔日毎に、国の勅使、国の八社に詣でて御幣を奉り、これを礼し奉る。かの八社を廻る事、その煩ひあるの間、一所にこれを祝ひ奉るが故に、府南を惣社と名付くるなり。而るに府南を一の宮と号し、白山と諍ふ事あり。そのかの八社の内に氣比へ越前の一の宮なりあり。加賀を国に立

つるの以前は、氣比は越前の二の宮なり。而るに国を立つるの後は、越前の一の宮となすなり。氣多へ能登の一の宮なり、白山へ加賀の一の宮なり、この三ヶ国の三社を祝ひ奉り、惣社と号するが故に、一の宮と称するか。又府南は、加賀を国に立つるの時、始めてこれを祝ひ奉るの間、加賀の国の一の宮と称するか。二説共に以てその謂いれなきものなり。ただし能登の国は越中の能登の郷なり。聖武天皇の御時神龜年中に国を立つるの間、越中の二の宮の二神は、越中の一の宮と成るなり。氣多は能登郡の時も一の宮たるの間、国を立つるの日もなほ能登の一の宮なり。かたがた以て白山は一の宮の条、分明なり。

すなわち国守による管内諸社への神拜（巡拜）の煩を省くために、国庁のかたわらに一社を建て、諸神を合祀したのが惣社であるという。たしかに陸奥国の場合、多賀城の政庁址東北方、奏社地区にある惣社を訪ねると、鳥居をくぐった所に陸奥国三十二郡の、百座にのぼる式内社名が列挙されていて、多賀城が陸奥国府であり、当社が陸奥国中の神々を合祀した惣社であることを思い知らされる。播磨国の惣社神社は、境内に明石郡、印南郡など国内の郡名を記した扁額を掲げる小祠が、東部諸郡と西部諸郡の二棟に分けてまとめられており、これも合祀の一形態であることを知る。その他、淡路国の惣社を十一所明神と称するように、合祀した神の数を社名とするものも少なくない。これらの事例から考えると、惣社が管内諸神を



陸奥国惣社 合祀した神々が列記されている

合祀したものとの理解に異論はなさそうである。したがって惣社の出現や成立は、国守の巡拜が止められた時期、具体的には『時範記』にみる因幡の惣社が初見であるところから、十一世紀末のことと考えられている。

そこから当然、惣社があるのは巡拜が終ったことの何よりの証左



である、というのが通説となっている。

しかし果してそうか。すでに明らかかなように、因幡国では神(巡)拜が国守と館侍とによって行なわれ、しかも現に惣社があった。つまり惣社があるにも拘らず、(依然として)巡拜が行なわれているのである。これは通説では考えられない事態である。これまで『時範記』の記事を用いながら誰一人としてこの巡拜と惣社の併存する奇異な事態に疑問を呈していないのは、おそらく気づいていながら、通説ではその矛盾が説明できないために、直視することを避けたものに違いない。しかしこの「矛盾」に真正面から対決することなしに、解決のいと口は見出せないであろう。むろん作業は容易ではないがここではもう一度初見史料である『時範記』にみる惣社の再検討からはじめたい。

そこで先に整理した惣社の属性から、惣社が第一義的には国庁に付属する神祇施設であったという点に注目したい。

(4)『為房卿記』にみる加賀国府南社

因幡国の場合、惣社は神社としての体裁をなしていた。そこでは狭義の神祇のみならず、国守の着任儀式あるいは国務始めの雑務なども行なわれた。いわば国衙に付属した、というより国衙の機能を分掌した神祇施設であった。そこで私はこれを「国庁神社」と呼ぶことにしているが、惣社の源流は、この国庁神社の系譜を辿ることのなかにしか見出せないと考ええる。

その点で留意されるのが、「府南社」なるものの存在である。『時範記』から八年ほど前のこと、寛治五年(一〇九二)六月、加賀守として下向した藤原為房の日記『為房卿記』にみえるものである。この『為房卿記』は『時範記』ほどではないが、わずかながら任国での受領の行動が知られる。これも関係部分を抄出しておこう。

(ア)朔幣

(七月)

一日<sup>戊</sup>午、天晴、昨日大雨、州民歡悅。參<sup>二</sup>朔幣<sup>一</sup>、次符<sup>(府)</sup>南祈雨

八日<sup>乙</sup>丑、白山御齋會未明解除、令<sup>レ</sup>奉<sup>二</sup>東遊<sup>一</sup>——<sup>申</sup>馬以<sup>二</sup>用代<sup>一</sup>

為<sup>レ</sup>使、

十日<sup>丁</sup>卯、從<sup>二</sup>今日<sup>一</sup>於<sup>二</sup>府南<sup>一</sup>轉<sup>二</sup>大般若<sup>一</sup>上道御祈

十二日<sup>庚</sup>午、自<sup>二</sup>今日<sup>一</sup>於<sup>二</sup>白山<sup>一</sup>修<sup>二</sup>最勝講<sup>一</sup>年穀祈

(イ)九社奉幣

十五日<sup>壬</sup>申、國分齋會<sup>(符)</sup>符南御輿遷御、今日奉<sup>二</sup>幣九社<sup>一</sup>令<sup>レ</sup>申<sup>二</sup>上洛

并檢田間事、

十七日<sup>甲</sup>戌、比夕乘<sup>レ</sup>船、

十八日<sup>乙</sup>亥、早旦歸<sup>レ</sup>館、深更納<sup>二</sup>于鎰於倉<sup>一</sup>、明日依<sup>二</sup>衰日<sup>一</sup>也、

(ウ)上洛

十九日<sup>丙</sup>子、早旦人乘<sup>レ</sup>船進發、未到<sup>二</sup>著淡津泊<sup>一</sup>、依<sup>二</sup>勅旨田沙

汰、今日逗<sup>二</sup>留境内<sup>一</sup>、

廿日<sup>丁</sup>、曉更出<sup>レ</sup>泊、午刻蕃<sup>三</sup>哉前大舟生泊、方上御庄司事  
儲<sup>三</sup>豊臈、即以解<sup>レ</sup>纜、入<sup>レ</sup>夜着<sup>三</sup>敦賀宿官舎、

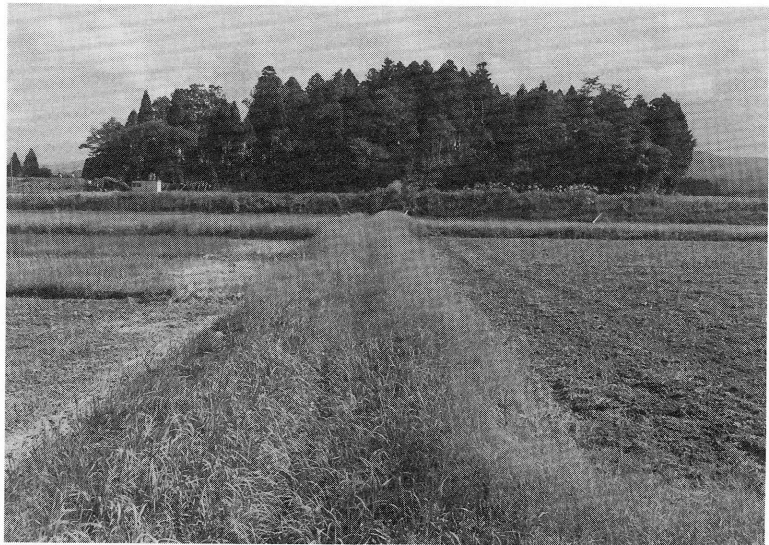
(以下略)

すなわち七月一日は(日照り続きであったのか)昨日の大雨で州民歓悦し、府南社での祈雨の読経を結願(終了)している。なおこの日に朔幣を行なっているが、『時範記』から考えて、行なわれたのは府南社であろう。十日には同じく府南社で大般若経を転読し、「上道御祈」すなわち帰京の安全を願っている。

十五日には国分(寺)で齋会があつたが、これに「府南御輿遷御」との注記があるのは、法会に当り府南社の神輿が国分寺へ運ばれたとの意か。十日の行事といいこの日といい、地方における神仏習合がこのような形で進んでいたことに留意しておきたい。この日は九社に奉幣し、上洛ならびに検田の間のことを申さしめている。この九社奉幣は管内の神社への神拝のこととみてよいであろう。国守自身による巡拝かどうか明確ではないが、十七日の乗船、十八日の帰館すなわち国府に戻つたとあるから、十五日―十八日(早旦)の三日を要して巡拝を行なつたものとみておきたい。

府南社に関する記事は以上である。

『為房卿記』には府南社を惣社とは記していないが、当社がその後惣社とも呼ばれるようになったことは『白山社記』などにも記すところで間違いない。この府南社は石部神社として現存している。そ



加賀国府南社の森(石川県小松市)

れはともかく『為房卿記』の記述から判断して府南社の果す機能は『時範記』の惣社とそのまま重なり合う。加賀国(石川県)の国庁(址)については詳しくは分っていないが、府南社はその名の如く国府(庁)の南にあつた神社の意であるから、その呼称といい機能といい、当社が国庁神社であつたことはたしかである。そしてこの

事実は、因幡や加賀にとどまらず、同種の国庁神社が他の国にも存在していたであろうことを思わせる。以下、国庁神社とは何か、あらためて考えてみたいと思う。

## 二 国庁裏神社と府中神社

『時範記』と『為房卿記』の記事によって、いうところの国庁神社は遅くとも十一世紀の末に存在したことは明らかだが、その国庁神社の系譜を遡る時、視野に入ってくるのが、神階授与の記事に登場する国衙の神々である。神階授与とは延暦二年（七八三）十二月、大和国平群郡の久度神を従五位下に叙し、あわせて官社となしている如きをいい（『続日本紀』）、奈良時代にはじまるが、主に平安前期、九世紀を通じて夥しい数の事例を見ることが出来る。この神階授与の特徴は右の久度神にもみるように官社とされて奉幣に預ること——記録の上では官社に列する（列官社）とか官社に預る（預官社）などとみえる——で、それらを統一的に考える必要があるが、事例については先行の研究にゆだね、ここでは逐一あげない。そうした神階授与の記事に、つぎのような国庁の神が登場する。

### (1) 石見国：(国) 府中神(社)

授三下總國正五位下意富比神正五位上。石見國從五位下大歲神。大原神竝從五位上。山城國正六位上澄水神。市河神。出羽國利神。伯耆國勝宿禰神。石見國霹靂神。國府中神。肥前國宗形天

神竝從五位下。

〔三代実録〕貞觀十三年四月三日条

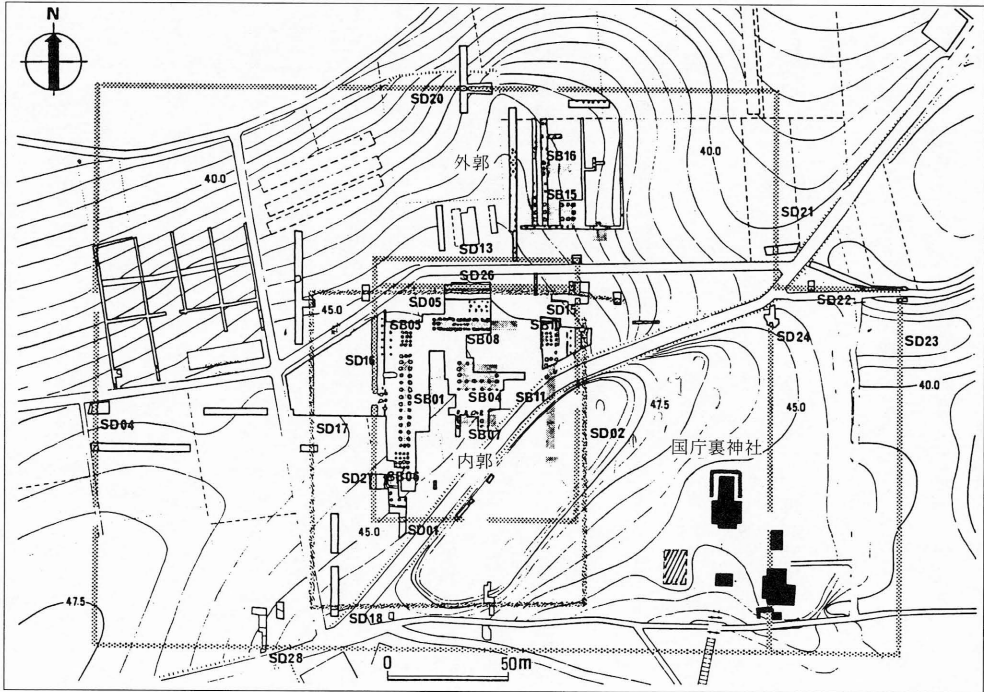
授三石見國正五位下物部神正五位上、從五位上勳七等伊甘神正五位下。從五位下府中神、從五位上。紀伊國正六位上三前神從五位下。  
(同右、貞觀十七年十月十日条)

授三石見國正五位上物部神從四位下。正五位下勳七等伊甘神正五位上。從五位上府中神、神國分寺霹靂神竝正五位下。  
(同右、元慶三年九月四日条)

### (2) 伯耆国：国庁裏神(社)

授三美濃國從二位中山金山彦神正二位。出羽國從三位勳五寺大物忌神正三位。肥後國正四位下阿蘇比咩神正四位上。和泉國從四位下積川神從四位上。飛驒國正五位上水無神從四位下。筑前國從五位下鳥野神。信濃國從五位下出早雄神竝從五位上。信濃國正六位上鹽野神。和世田神。薩摩國正六位上多夫施神。伯耆國無位國廳裏神竝從五位下。  
(同右、貞觀十五年四月五日条)

このうち後者の国庁裏神社は、鳥取県倉吉市国府の久米ヶ原丘陵に現存している。昭和四十八年にこの地区の発掘調査が行なわれた際、柱穴、根石列あるいは土師器、須恵器、緑釉陶器、灰釉陶器、円面硯などが出土した。またその範囲が約二百メートル四方にわたっていたことから官衙遺跡であると推定され、その後の数次にわたる調査の結果、ここが伯耆国の国庁(址)であることが判明、それにともない国庁裏神社は国庁の東に位置する、文字通り国庁裏



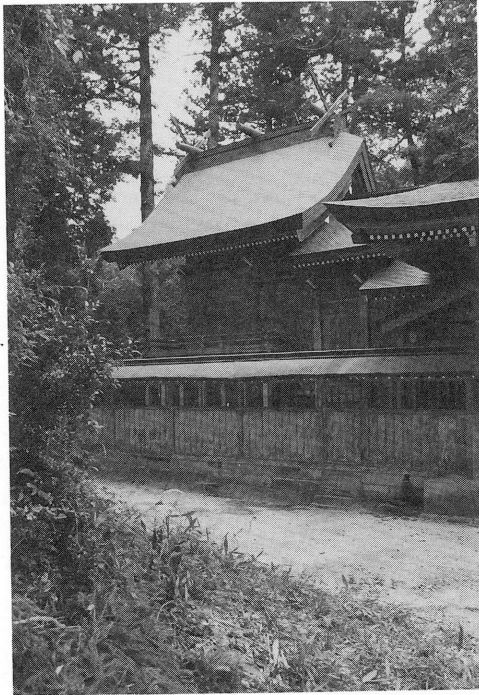
伯耆国庁址と国庁裏神社昭和51年度『伯耆国庁跡（第4次）発掘調査概報』による

(内) 神社であることが分つた。この国庁裏神社は調査以前では、国庁の裏(背後)にある神社と考えられており、国庁をその前方(南)にあつたとする見方も存したが、この「裏」は大内裏、内裏のそれと同様、「うち」の意であつたわけである。

伯耆国の国庁裏神(社)が国庁域内に祀られた神(神社)であつたとすれば、その二年前に現われる石見国の国府中神(社)もしくは府中神(社)もその呼称からみて同様の存在であつたろう。国府(衙)という場合、国庁より広い範囲を指す場合もあるが、『時範記』でも国府と国庁とを混用しているように、この場合(国)府中というも国庁裏というも全く同一の概念と考えてよい。石見の府中神(社)も島根県浜田市下府(国府所在地)の伊甘神社(右の『三代実録』にも所見)の境内神として現存する。この方は国庁裏神社とちがひ、小さな祠である。

それはさて、国庁裏神(社)と府中神(社)は、呼称の違いはあつてもひとしく国庁に付設されていた神社という点では共通する。まさに私がいうところの国庁神社に他ならない。前章から用いている国庁神社の語は直接的には九世紀に現われたこの二つの神社を総称する言葉として案出したものである。他にも貞観元年五月七日官社に列せられた和泉国の「旧府神(社)」や対馬国にあつた国本神(社)というのも同類であらう。

なお府中神社は、中世以降ると多数の国々に登場し、今日に及ん



伯耆国国庁裏神社の現況 (左・本殿)

でいるものも少なくない。そのなかには当該国の守護の神祇政策により武家の保護を受けて蘇生したものもあるし（府中八幡宮という場合がそれ）、府中というもその実守護所を指す場合もあるから、一括して取扱うことはできないが、しかしそうした府中神社の多くが国庁神社の系譜を引いているとみて差支えない。その他守公神社といったものも同類であろう。とすれば平安時代の記録にはみえなくとも、実在した国庁神社は他にいくらかもあつたろう。というより基本的には各国の国府にそれぞれこうした神社が付設されていたとみるべきものと考ええる。

国庁に付属する宗教的機関として仏教界の国分寺・同尼寺があつたことはいうまでもない。その前身として国府寺の存否とか、大興寺といった中国の官寺を模倣したと推測される由緒の古い寺との関係など、議論のあるところである。しかしそれに反して国庁の神祇施設については、平安後期にあらわれる惣社や一宮・二宮は取上げられるものの、それ以前に遡つて関心が持たれることは殆どなかったし、地方神祇の世界が論じられることもなかったといつて過言ではない。これは国庁神社という観点そのものが欠如していたことに原因があり、神祇史研究の盲点といつてよいであろう。そこでこれまで述べて来たところをふくめて、あらためて問題点を整理すれば、次の二点に要約できよう。

(1) 国庁神社（国庁裏神社と府中神社）が（記録の上で）九世紀半

ばに登場する背景はなにか。この時期特有の問題があったのか。

(2) 九世紀の国庁神社と十一世紀の惣社との関係はどうか。

以下このことを念頭に置きながら国庁神社についてその実態や機能を検討してみたい。

### 三 中臣・忌部氏と地方神への官幣

国庁(神社)のもった宗教的機能に関わるものとして、管内の諸神(社)に国守が奉幣する「国幣」の問題があるが、この国幣の制は延暦十七年(七九八)にはじまるというのが通説である。この年九月の祈年祭に当り、諸社への奉幣が官幣と国幣とに分離され、それが以後踏襲されたとするのである。その拠とされるのが次に掲げる『類聚国史』(卷十神祇「祈年祭」、卷十九神祇「祝」)の記事である。

(1) 十七年九月<sup>七</sup>癸丑、定<sub>下</sub>可<sub>レ</sub>奉<sub>三</sub>祈年幣帛<sub>一</sub>神社、先<sub>レ</sub>是、諸國祝等、毎<sub>レ</sub>年入<sub>レ</sub>京、各受<sub>三</sub>幣帛<sub>一</sub>、而道路僻遠、往還多<sub>レ</sub>艱、今使用<sub>三</sub>當國物<sub>一</sub>、

すなわちこれによれば、祈年祭に当って奉幣される神社を定めるが、それは祝らが毎年入京し(神祇官で)幣帛を受け取ることになつているにも拘らず、道路の僻遠、往還の艱難を理由に上洛しない、そこで神社を定め、その幣帛には「當國の物」を用いることにする、というものである。當國の物を用いるとは、當該國の正税官物をも

つて幣帛をつくることをいい、それを(国司の手を通して)神社に奉ることとしたわけであるが、この方式が適用されたのはのちの關係文書からいつて畿外の国々であつた。つまりこれにより畿内は従前通りの官幣に対して外国は国幣に切り換えられることになつた。これが国幣Ⅱ国幣社のはじまりである、というのが神道史の常識である。

この時の措置についてみる限り、その通りであろう。しかし地域による官幣と国幣の分離がこれ以後も踏襲されたとみるのは正しい認識とはいえない。そのことは同じく『類聚国史』(神祇卷十九)にのせる弘仁八年(八一七)二月六日神祇官解(2)をはじめ、『類聚三代格』にのせる斉衡二年(八五五)五月二十一日付太政官符(3)や同じく貞観十七年(八七五)三月二十八日付官符(4)によって明らかである。

(2) 嵯峨天皇弘仁八年二月<sup>六</sup>丙申。神祇官言。祈年月次等祭日。諸社祝部等。事須<sub>下</sub>參<sub>三</sub>集祭庭<sub>一</sub>。受<sub>レ</sub>幣供<sub>上</sub>神。而比年之間。未<sub>レ</sub>有<sub>三</sub>參會<sub>一</sub>、仍幣帛一百卅二裹。收<sub>三</sub>諸官庫<sub>一</sub>。無<sub>レ</sub>人<sub>二</sub>預付<sub>一</sub>。伏望。准<sub>三</sub>寶龜六年格<sub>一</sub>。頒<sub>レ</sub>幣之日。不參祝部。不<sub>レ</sub>論<sub>三</sub>有位無位<sub>一</sub>一切還本。許<sub>レ</sub>之。

(『類聚国史』卷十九、神祇「祝」)

(3) 太政官符

應<sub>レ</sub>奉<sub>三</sub>祈年月次新嘗<sub>一</sub>・尋祭幣<sub>二</sub>事

右得<sub>三</sub>神祇官解<sub>一</sub>。檢<sub>三</sub>案内<sub>一</sub>。武藏。下總。安房。常陸。若狹。

丹後。播磨。安藝。紀伊。阿波等國神社幣。須依格祝部受取供祭。而頭年緩怠曾不勞受。徒積庫底無由走奉。斯固程途遠遠往還難澁之所致也。望請。差使令奉。謹請官裁者。右大臣宣。奉勅依請。但自今以後。宜下附貢調大帳藤原良房等使送之。仍須官長齋敬。躬奉。不得踈畧。

齊衡二年五月廿一日

(類聚三代格)卷一、祭并幣事

(4) 太政官符

應附送稅帳大帳朝集寺使諸社不受祈年月次新嘗寺祭幣帛事

右得神祇官解一傳。件寺祭幣帛。依祝部不參納置官庫。謹案齊衡二年五月廿一日格一傳。武藏。下総。安房。常陸。若狹。丹後。播磨。安藝。紀伊。阿波等國不受幣帛。自今以後。宜下附貢調大帳等使送之者。而貢調使不着此官。但稅帳大帳朝集寺爲例來着。今如格條。外國諸社不受幣帛可附大帳使。畿内祝部不受幣帛未被處分。望請。畿内外國不受幣物同附三箇使一班送。但頒幣帛之日不參祝部者。須依格先科稔令慎將來。若猶不悛。將從解却。謹請官裁者。右大臣宣。依請。

貞觀十七年三月廿八日

(5) 太政官符

應下殊加檢察敬祀四箇祭事。

右檢案内。二月祈年。六月十二月次十一月新嘗祭等者。國家之大事也。欲令下歲災不起。時令順度。預此祭一神。京畿外國大小通計五百五十八社。曰茲一之。特致潔齋。慎令祭祀。而敬惟踈簡。礼非如在。每至祭日。軒濫雲集。至獻幣帛。老少攀攬。徒有陳設之營。曾無供神之實。祢宜祝部。向神祇官。敬受幣物。虔奉其社。而件等人無致其敬。或雇出身代。不自參進。或雖躬受取。無心奠祭。頑愚之輩。狎贖神禁。神靈之崇。職此之由。凡祭神之礼。以神主祢宜祝部爲其齋主。而不勤職掌。疎畧神事。非唯神主之怠。還又齋夫藤原朝臣時平宣。奉勅。自今以後。京内諸國社。所帶諸司殊加檢察。畿内外國當國官長相共監臨。祭祀之日。必致齋敬。若祭事不慎。監察有怠者。官司處之重責。神主祢宜祝部等科稔解職。一如貞觀十年六月廿八日格。曾不寬宥。

寬平五年三月二日

(同前)

すなわち(2)によれば、祈年祭(二月)をふくめて月次祭(六月・十二月)、新嘗祭(十一月)の奉幣について、武藏以下十一ヶ国の神社に奉る幣帛は、祝部が受け取り祭に供えることになっているが、

近頃は緩急して受け取らない（その理由は前述に同じ）。そこでこれ以後はいわゆる四度使のうち貢調使・大帳使に附して送り、官長（国守）に奉らしめるべきであるとしている。地域を限ってはいないが、これは中央の神祇官で用意した幣帛を分班しているわけで、まぎれもなく官幣（の変型）である。（4）の官符も、斉衡二年の官符にも拘らず外国はもとより畿内の祝部も幣帛を受けないとして、神祇官に來ない貢調使を除く三箇使（税帳使・大帳使・朝集使）に附して班送すべきである、不参の畿内祝部も罪科に処すべきである、としている。この方針は同じく寛平五年（八九三）の官符（5）にも引き継がれ、対象も全国に広げている。

これら一連の措置は、四度使もしくは三箇使の帰国に託して畿内はもとより外国にも幣帛を送り届けようと努めたもので、本来の官幣方式の維持が図られているとしなければならぬ。延暦十七年の措置によって地方諸社は国幣に切り換えられたとみるのが誤りであることは明らかである。延暦の方針はその後撤回されたとみるべきであろう。

留意されるのは、延暦の際は祈年祭に関わるだけのものが、あとの場合は祈年祭だけでなく、月次祭（二回）や新嘗祭が加わり、四ヶ祭になっていることである。いったん国幣にされたものが再び官幣に戻されたのは、このような制度的な拡大に伴う見直しが行われた結果であろうが、その背景に政府の思惑（地方神祇の掌握）と神

祇氏族であった中臣・忌（斎）部両氏の深い関わりがあったことは間違いない。

そう考えるのは他でもない、この時期、中臣・斎部両氏による次のような活動が知られるからである。『文徳実録』仁寿二年（八五二）十月五日条に、

遣<sub>二</sub>中臣・忌部両氏人<sub>一</sub>、向<sub>三</sub>五畿七道諸神社<sub>二</sub>、奉<sub>レ</sub>幣賽<sub>三</sub>宿禰<sub>一</sub>也、

とあるのを初見とし、とくに貞観から元慶年間にかけて（三代実録）、この「両氏氏人」もしくは「両氏六位以下」が分遣され、五畿七道の境内神社に班幣した記事が頻出する。貞観十七年（八七五）八月二十五日の場合は、神祇官・陰陽寮に火災の気があるとの理由で、中臣・忌部両氏六位以下を分遣、五畿七道諸国の境内神社に班幣したとあり、以下、元慶元年（八七七）二月二十七日、同年九月二十五日、同八年二月二十一日、同年八月十六日などに同種の記事を見る。そして記事内容からいって、この間の、たとえば貞観六年七月十七日、（使者を）五畿七道諸国に下し境内大小諸神に班幣、とある如きも、実際に派遣されたのは中臣・忌部両氏の氏人（六位以下）たちであったとみて間違いないであろう。

これらの記事は、疫病の流行とか、応天門の火災といった天下の恠異に際して行なわれた臨時の奉幣に関わるものであって、先にみた祈年祭・月次祭あるいは新嘗祭のような国家的な祭時ではないが、



その奉幣使として神祇氏族たる中臣・忌部両氏が地方に下っている事実は重大であろう。諸国から幣帛を受け取りに來なかつた事実を考えると、両氏がそれを肩代りすることで、みずからの勢力の扶植を図つたことは十分予想される。官幣への復古策——神祇の拡充策は、両氏の積極的な働きかけによるものであつたとみたい。

中臣・忌部氏といえば、古くからの神祇氏族であり、互いに競合對抗し合つていた。忌部氏の主張や立場が分る『古語拾遺』もそうした文献であるが、とくに興味を惹くのは『日本後紀』大同元年（八〇六）八月十日条の記事であろう。これによれば両氏が互いに訴えており、双方次のようなことを主張していた。

中臣氏は、忌部氏はもともと幣帛をつくり、祝祠は申さない、したがつて忌部氏を幣帛使となすべきでない、と。これに対して、忌部側の主張は、奉幣祈禱は忌部氏の職業である、したがつて忌部氏を幣帛使となし、中臣氏は祓使に預るべきだ、というもの。その結果下された勅裁は、「常祀の他、奉幣の使は両氏を相半して（同じように）取り用うべし」という折衷案であつた。まさしく両氏（氏人）が奉幣使となつてゐるわけで、官幣の新展開はこの時の措置がひとつのきっかけになつたといつてよいであろう。

もっとも現実にはその後中臣氏が忌部氏を凌駕するようになり、後者は九世紀末までに事実上衰滅する。したがつて右の事実は、忌部氏が最後の光茫を放つた時のものといつてよい。これに対して中

臣氏は伊勢神宮に神祇官として深く関わり、伝統的な神官氏族であつた荒木田・度会両氏との対立を克服し、祭主・宮司として神宮を掌握するに至る。しかも度々にのぼる使者の地方派遣は、費用の点でも、また人数の上からも、一氏族で賄い切れるものではないであろう。おのずから国庁Ⅱ国守にその役割が肩代りされて行つたと思われる。

いずれにせよ九世紀におけるこのような一連の活動を看過しては、神祇氏族としての両氏を語つたことにならない。九世紀における神祇政策、具体的には官幣政策の展開が、中臣・忌部両氏が神祇氏族としての命運をかけて競い合うなかで見られたものだということの認識は重要である。

中臣・忌部両氏の関わつた神祇政策は以上にとどまらない。先例は平安朝以前に遡るが、やはり九世紀に至つて昂揚する「列官社」と「神階授与」もそれであろう。このうち神階授与は府中神（社）や国庁裏神（社）がその記事のなかに登場することを指摘した際にふれた。地方の列（預）官社とは、靈験のある神（社）を官社に列し、幣帛に預らしめたことをいう。神に位を与えて神階を高め、官幣に預らしめることによつて行なつた地方神祇の吸収・再編成といつてよい。仁寿元年（八五二）正月二十七日には、天下の諸神に、有位無位を論ぜず正六位上に叙しているが、『文徳実録』、これに漏れたものもあり、その後も数多くの加階記事がある。先に述べた中

臣・忌部両氏の活動から、これらの神階授与の仲介をしたのも、また中臣・忌部両氏であったことは十分考えられよう。

ちなみに中臣・忌部両氏に関しては次のような記事がさらに注目される。

それは元慶元年（八七七）九月二十五日、大嘗祭に際して五畿七道諸国に奉幣されたが、中臣・忌部両氏人が分遣された境内諸神は三、一三四神であった（『三代実録』）というものである。

ここにいう奉幣の対象とされた神社の数三、一三四神とは、のちに『延喜式』神名帳に登載される神社——いわゆる式内社の数三、一三二神のもとになった数字であろう。『延喜式』編纂当時、官幣もしくは国幣になっていたものが式内社とされたといわれているが、式内社の成立の背景に、奉幣使として下り、あるいは神階授与に関わった神祇氏族、中臣・忌部両氏の積極的な関与があったことを見逃してはならないであろう。

ところで奉幣について注目したいのは、貞観八年四月十四日、応天門の火災に関して五畿七道諸国の境内諸神に奉幣した際、長官（国守）に潔斎せしめ、みずから社頭に伺い奉幣するよう命じていることである（『三代実録』）。これにより、使者を派遣しての、地方神への奉幣、つまり官幣も、実際にはそれを承けた長官＝国守が社頭に赴いてこれを行なうものであったことが知られよう。ということからは名は官幣でも、その実は国幣であったといつてよい。この章のは

じめに述べた延暦十七年九月における官幣と国幣の分離は、そこで指摘したように一時的な措置にとどまり、その後撤回されて官幣に戻った。その点通説は改められる必要がある。しかし趨勢としては、右のような意味において手続き上国幣化へ移行しつつあったことは十分理解しておく必要がある。

国守がこうした形で神祇に関わり、その主体になったと思われるが、それは具体的には国庁が地方神祇の場になったということでもある。時期は遡るが、承和六年（八三九）九月二十一日の勅で、それまで毎年正月八日から十四日の間、諸国国分寺で行なわれて来た最勝王経の転読、吉祥・悔過の法会を、これからは「庁事」で行なうこととされた如きもそれであろう。庁事とは庁治とも書き国庁をさすが、これは本来国分寺で行なうべき法会が国庁で行なわれるようになったことを意味する。むろん法会のすべてが国庁に移ったわけではなからうが、国分寺が一国の法会を遂行する能力を失いつつあったことも事実で、それは経済的な問題以外に、元来は中央から派遣された僧侶の供給源が枯渇したことも大きい。そこで有力寺院の末寺となり、経済的にも人事の上でもその系列下に属した国分寺だけが中世に生き延びている。国庁での法会の具体的な場については明らかでないが、国庁神社で行なわれたことも十分考えられよう。いずれにせよ国庁は、九世紀に顕著となった地方神祇政策の展開につれて宗教的な機能を高め、それにともない国守の果す役割も大

きくなったといつてよいであろう。その背景に、中臣・忌部両氏の働きが存在したこと、そして両氏の消長が国庁神社の登場を促し、その役割を高めたことをあらためて確認しておきたい。いうところの国庁神社が九世紀に登場したゆえんである。

#### 四 惣社の成立

国庁神社は、以前述べたように神階授与の記事のなかに登場したが、もう一度その記事を眺める時、ひとつの事実気付く。それは、神階を受けたのが神社ではなく神であつたことである。たとえば石見国の場合というと、それぞれの神社は伊甘神・大原神・霹靂神といった固有の神名をもっており、神階はそれらの神に与えられた。それに対して国庁神社の場合、神階の対象は、国府中神、略して府中神（石見国）や国庁裏神（伯耆国）であつて、具体的な神名がない。（国）府中神とか国庁裏神とは、国府（庁）のなかに祀られている神との意であり固有名詞ではない。「守宮神社」（甲斐）「守公神社」（大隅・薩摩）「府守神社」（長門・紀伊）などにしても同様であろう。いわば名もなき神、個性を持たぬ神、それが国庁神社の神であつた。

国庁神社とはいつたい何か。

一章でふれたように『時範記』にみる因幡の国庁神社こと惣社は、国庁の建物の西にあり、全体を圍繞する垣（西門があつたから東門

もあつたらう）のなかに、少なくとも幣殿と西舎があり、幣殿を拝殿とみれば、その奥に神を祀る本殿があつたとみてよい。つまりその限りでは神社としての体裁を整えていた。しかしその本殿に祀られ、奉幣の対象とされたのは、ここでも名もなき神だったのでないか。これは国庁神社というものが国庁における神祇施設、すなわち国庁で行なう神祇行事のための場であり、その機能を果すべき空間であつたことを思わせる。極言すれば、そこでは神の存在は不可欠の条件ではなかつた。神殿はそこに神を迎えるべき座であり、そこは虚なる世界だつた。

国庁神社は新任の国守が任初の儀式——官符請印や印鑑受領などを行なう場であるだけでなく、毎月朔日に行なう朔幣はもとより、恒例臨時の神事に際してはここで管内諸神へ奉る幣帛や神宝をつくり、ここから諸社への神（巡）拜に出立するなど、国庁＝国守の関わるすべての神祇執行の場であつた。それに因幡国でみたように、神拝の当日、まず惣社に京からの神宝が奉献されたことが想起される。この神拝は惣社への官幣であつた。

ところで十世紀に入ってから本格化する国司（守）神拝（巡拝）については、これまでも取り上げられて来たが、そこでの関心は、十一世紀末に登場する惣社の成立を説明するためのものにとどまっていた。けだし惣社を、国守の行なう管内諸神への神拝（巡拝）の煩を除くため、諸神を国庁近くに合祀したもの、とする立場からす

れば、その前段階である十世紀の神拝の実態を知ることが不可欠の手続きであったといつてよい。しかし問題は、そうした国守神拝の出てくる背景、具体的には九世紀を通じて進行し式内社の成立に至って完了する地方神祇の再編成を考へることなしには、神拝はもとより、惣社成立の理解も偏つたものに陥つてしまふであらう。もう一度整理するなら国守の神（巡）拜とは、九世紀を通じてしきりに行なわれた、中央の神祇氏族による諸国の諸神への官幣を継承する形で、十世紀に本格化したものであり、その起点になつたのが九世紀に登場した国庁神社であつた。

こうして神拝が新任国守の任初に行なうべき国務に組み込まれた。これが「任初」の行事とされたのは、それ自体のもつ地方政治に果す役割もさることながら、国守が必ずしも任期一杯在国しないケースがふえたことも無関係ではないであらう。それにともない国庁神社の果す役割も大きくなつた。

国庁神事のうち、もつとも重要な行事は、毎月朔日に行なわれる朔幣である。その始期は詳らかにしないが、恒常的という点で国庁神事の中核をなしていたと考えられる。儀式としては幣殿における奉幣の儀式であるが、その趣旨からいって管内諸神を対象とするものであるといつてよい。たとえば元慶二年（八七八）二月十四日、二年前に焼けた大極殿の再建に当り、神祇大副大中臣有本を遣わし、壇上に「百神」を祈請したとある。国庁神社と同一に論じられない

が、いつてみればこうした儀式に際して百神——とか「衆神」を勧請しその成就を願つたのを一国を単位として行なつたのが、国庁での奉幣ではなかつたか。すなわち朔幣とは毎月一日、管内の諸神を勧請して行なつた国庁神事であるといつてよいであらう。

国庁神社では、このような恒例の神事の他、天変地異や世間不穏といった事態が起るたびに神事がもたれ、そのたびに国内諸神が祈請された。その意味で国庁神社は一国の宗廟であり、まさしく惣社に他ならない。国庁神社の祭壇は管内諸神を迎へるために用意された座——惣座であつた。

このように見てくると、最初に出した疑問——十一世紀末の因幡では、惣社がありながら神（巡）拜も行なわれていることの「矛盾」もおのずから氷解されるであらう。国守の巡拜と国庁神社への諸神の勧請とが同時に併存して一向に矛盾するものではなかつたからである。

一国の神祇施設であつた国庁神社は、外に出ては神（巡）拜||国幣、すなわち管内諸神への巡拜の拠点であると同時に、内にあつては朔幣その他の折に管内の衆神を勧請して行なう神事の拠点であつた。そしてこの国庁神社の果す遠心的ならびに求心的な神祇機能を統一的に把握してはじめて、地方神祇の構造を理解することも可能とならう。

惣社とは何よりも先ず国庁神社であり、国庁神社の機能上、神事

の都度、管内諸神が屈請された。惣社は言葉としては十一世紀末になつて登場するが、その実体においては惣社であり、一国の宗社だった。その意味で九世紀後半にみられた石見の府中神社も伯耆の国庁神社も、また十一世紀末の加賀の府南社も、因幡の惣社とかわらない存在だった。こんにち倉吉市にある国庁裏神社を訪ねると、そこには「伯耆国惣社国庁裏神社」と刻まれた石標が立つ。石見の府中神社や加賀国の府南社も惣社と呼ばれているのは故なしとしない。惣社の呼称は国庁神社であつたことによるものであり、通常いわれているように、巡拝の煩を省くために管内の諸神を合祀したから惣社となつたのではない。

しかし『白山之記』の記述にみられるような通説を全く否定するわけでない。のちにはまさしくその意味に理解しているからである。しかしこれも国庁神社を母胎とする神事のあり方を考えれば、早晚予想される事態だった。とくに国守の遥任化——それが全面的な遥任でなくとも、任初など限られた期間の在国が常態化するなかで、神事の時だけの臨時的、一時的な勧請から恒常的な合祀へと進むであろうことは容易に辿れる筋道であろう。その移行は時間の問題だった。ただし、いうまでもないことだが、国庁神社のすべてが（実質は惣社だが）、惣社（神社）と呼称されるようになったわけではない。

国庁神社（府中神社・国庁裏神社・府南社など）の存在は、平安時代

の記録にはわずかの国々で認められるに過ぎないが、中世に下つてにわかには見える惣社や府中神社、守公（宮）神社などが平安期の国庁神社の系譜を引くものであつたとすれば、中世移行期の地方神祇を知るためにも国庁神社の存在とその役割はもつと明らかにされる必要がある。

注

- (1) 梅田義彦「官社考」(『神道史研究』)。
- (2) 水谷類「惣社の成立」(『駿台史学』六三号、昭和六十年)、同「国司神拝の歴史的意義」(『日本歴史』四二七号、昭和五十九年)、伊藤邦彦「諸国一宮・惣社の成立」(『日本歴史』三五五号、昭和十五年)など。
- (3) 『歴史地名通信』三号(昭和五十九年)。
- (4) 『書陵部紀要』一三号(昭和三十七年、解題早川庄八)。
- (5) たとえば菅原道真は讃岐守在任中、「客行」「客居」「客舎」「客思」など、鄙での生活が仮りのものであることをしばしば詩によんでい(『菅家文章』)。
- (6) 萩谷朴「土佐日記は歌論書か」(『国語と国文学』昭和二十六年六月号)。
- (7) 倉吉市教育委員会「伯耆国庁跡発掘調査概要」(各年度)。
- (8) 『古語拾遺』の歴史的背景については舟杉真理子「『古語拾遺』から見た中臣氏の虚実」(京都女子大学『史窓』五二二号、平成七

年) 参照。

(9) 『三代実録』仁和元年十月九日条に、大宰府からの報告として、肥前・薩摩両国で砂石粉土の被害を除くため、両国に命じて部内の「衆神」に奉幣せしめたことを記す。